

# 五霞町産後ケア事業安全対策等マニュアル

令和8年4月

五 霞 町

# 五霞町産後ケア事業安全対策等マニュアル

## —目次—

- 1 はじめに
- 2 産後ケア事業を実施する際に留意すべき基本的事項
- 3 安全に関する留意事項緊急時の対応体制
- 4 緊急時の対応体制
- 5 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応
- 6 重大事故発生時の対応
- 7 その他留意すべき点
- 8 参考資料

## 1 はじめに

産後ケア事業は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、「地域子ども・子育て事業」に位置づけられている。

町で定める事業として、分娩施設退院後から事業所※1又は対象者の居宅において、助産師※2の訪問（以下「事業所等」という。）により、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

また、母子保健法第17条の2第3項に基づき、町は、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、町こども家庭センターその他の関係機関との必要な連携を図ることにより、母子とその家族に対する支援を一体的に実施する。

事業の実施にあたっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分に配慮することが求められ、事業所等は事故防止及び安全対策、緊急時の対応について、留意する必要がある。本マニュアルは、国が示す「産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月改定）」に基づき、産後ケア事業の事業所等における安全管理に関する留意事項等を定めるものであり、五霞町と事業所等において、内容の確認・共有をすることを目的として策定するものである。

※1 委託産科医療機関のこと

※2 委託している助産所、助産師のこと

## 2 産後ケア事業を実施する際に留意すべき基本的事項

- ① 事業所等の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- ② 事業所等は食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保時に努めること。
- ③ 利用者の急変、緊急時に受け入れ可能な協力医療機関を選定しておくこと。
- ④ 死亡事故や意識不明事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故などの重大事案が発生した場合は、速やかに五霞町に報告すること。
- ⑤ 重大事故の発生防止のため、事業所等においてはヒヤリ・ハット事例の収集と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、職員間の共有を図ること。
- ⑥ 業務の性質上、非常に繊細で機微な個人情報を扱うため、連携する関係機関との間においても慎重な情報の取扱いが求められる。収集した個人情報は、五霞町個人情報保護条例施行規則に基づき適切に取り扱うこと。

### 3 安全に関する留意事項

産後ケア実施にあたっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮が求められる。産後ケア事業の管理者は、本マニュアルを踏まえ、日頃から緊急時における対応について準備・対策を講じるものとする。

#### （1）事故防止及び安全対策

リスクの高い場面（児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等）で留意すべき点を明確にすること。

- ① 児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせる。
- ② 窒息事故防止のために敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと、ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないこと。
- ③ 転落防止のため、ベビーベッド等に寝かせるときは、柵を常に上げておくこと。頭や身体が挟まれないよう、周囲の隙間（ベッド柵と敷ふとんの隙間・マットレスの隙間）等をなくすこと。

#### （2）児を預かる場合の留意点

- ① 一時的に児を預かる場合において、短時間であっても児のみの状況とにならないようにすること。
- ② 児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に見視等で呼吸状態を観察する体制を整えること。
- ③ 別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすること。
- ④ 短期入所型においては、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からない等対応を図ること。

### 4 緊急時の対応体制

- ① 産後ケア事業利用中の利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定し、五霞町と情報共有を図ること。
- ② 利用者の状態が急変した場合は、事業所等において適切な処置を行ったうえ、緊急連絡先（家族等）への連絡を行い、必要に応じて協力医療機関へ繋ぐ等の緊急対応を行うこと。そのため、産後ケア事業利用時には、あらかじめ緊急連絡先を利用者から聴取しておくこと。緊急対応後は、詳細を五霞町へ報告すること。

- ③ 利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルを整備し、事前に対応フロー図に協力医療機関名と連絡先を記入し、町の連絡先を確認すること。
- ④ 産後ケア事業に従事する職員は、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。
- ⑤ 「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所を把握しておくこと。
- ⑥ 災害や感染症への対応についても、必要なマニュアル等について日頃から備えておくこと。

5 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応  
産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案について、当該事業所が虐待と確認した場合は、当該事業所は状況を正確に把握するとともに町または筑西児童相談所に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議するとともに、都道府県を通じて、国へも情報提供すること。

なお、事業者における虐待等と疑われる事案の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和7年8月改訂 こども家庭庁 文部科学省）の「Ⅱ 保育所等における対応」を参考にすること。

## 6 重大事故発生時の対応

- ① 重大事故が発生した場合、第1報は事故発生後電話にて町へ報告すること。また、表1のとおり、事故発生当日に教育・保育施設等事故報告書（別添2）又は、産後ケア事業事案等発生時報告書（別添3）により報告を行うこと。町は受理後、速やかに県に報告。※別添1フロー図
- ② 事故が発生した場合は、緊急連絡先（家族等）へ速やかに連絡し、その他の産後ケア事業利用者への対応を行うこと。
- ③ 記録については、事故発生時のケアの内容、利用者の様子、発生直後の状況や従事する職員の対応について時系列的に書き留めておくこと。
- ④ 事故発生の要因が明らかである場合は、速やかに対策を講じ、連続する事故の防止に努めること。
- ⑤ 事故発生の要因が明らかでない場合は、要因分析や再発防止のための検証を行い、再発防止策を検討すること。
- ⑥ 第2報として、事故発生後1か月を目安に状況の変化があった場合は追加の報告を行うこと。
- ⑦ 表1以外の負傷や疾病を伴う事故等の場合は、表2のとおり報告を行うこと。

【表 1】 報告の対象となる重大事故と様式、期限について

対象となる事故	対象者	報告様式	報告期限
①死亡事故	母親と	別添 2	第 1 報：電話で事故発生当日 * 閉庁後の場合は、役場警備員から課長等へ連絡 第 2 報：1 か月を目安に状況の変化があった場合は追加報告
②意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）	乳児	教育・保育施設等事故報告書	
③治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故	母親のみ	別添 3 産後ケア事業 事案等発生時報告書	

【表 2】 表 1 以外の場合と様式、期限について

事故等の範囲	対象者	報告様式	報告期限
上記対象となる事故以外の負傷や疾病を伴う事故	母親と乳児	別添 3 産後ケア事業 事案等発生時報告書	電話で事故発生当日 * 閉庁後の場合は、翌日
①利用者の身体、精神状態が悪化した場合 ②利用者に受診の必要がある場合 ③利用に伴うトラブルの発生時等	母親と乳児	電話にて口頭報告後、産後ケア実施報告書へ記入	電話報告は当日 閉庁時は翌日 報告書は翌月 10 日まで

【表 3】 事故等報告時の連絡先について

五霞町役場	開庁時 平日 8:30~17:15 祝日・年末年始を除く	こども未来課 こども家庭係 電話 : 0280-84-3618 * 報告書の提出 FAX : 0280-84-0149 E-mail : kodomo@town.goka.lg.jp
	閉庁時 【表 1】該当事故の場合	五霞町役場 代表電話 : 0280-84-1111 ①案内に従い、「緊急の場合」を選択 役場警備員から課長又は係長へ連絡 ②係長から当該事業所等へ折り返し電話にて事故の概要を聞き取り ③メールまたはFAXにて報告様式を提出する
筑西児童相談所		電話 : 0296-24-1614

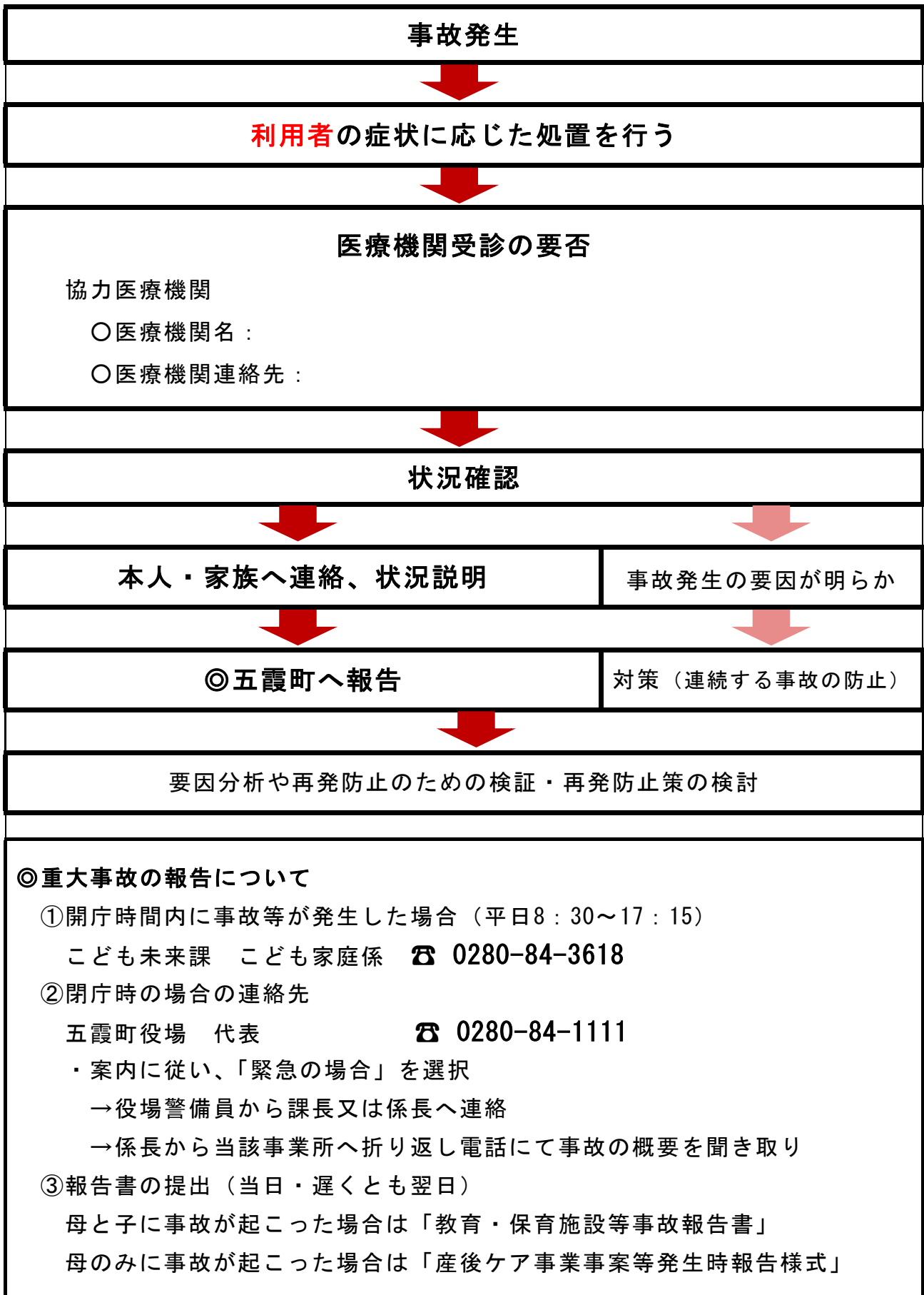
## 7 その他留意すべき点

- ① 対象者の基礎情報やアセスメント内容、提供したケアの内容等を適切に記録し、保管すること。
- ② 賠償責任保険に加入すると共に、委託契約書において、産後ケア事業を行う施設と市町村との責任関係を明示すること。
- ③ 業務の性質上、非常に繊細で機微な個人情報を扱うため、利用者のプライバシー保護に十分留意し、関係機関との間においても慎重な情報の取扱いが求められる。収集した個人情報は五霞町個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこと。
- ④ 事業の円滑な実施を図るため、関係団体等の協力を得て、必要に応じて連携会議を行い、保健・医療機関との連携体制を十分に整備すること。

## 8 参考資料

- ・産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン  
(令和7年3月 こども家庭庁)
- ・産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について  
(令和7年3月21日付 こども家庭庁)
- ・教育・保育施設等における事故の報告等について  
(令和7年3月21日付 こども家庭庁 文部科学省通知)
- ・教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について  
(令和7年3月21日付 こども家庭庁 文部科学省通知)
- ・教育・保育施設等における睡眠中の事故防止対策の徹底について  
(令和8年2月13日)
- ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン  
(令和7年8月改訂 こども家庭庁 文部科学省)
- ・様式 ※ 報告書については、町ホームページからダウンロード可能  
教育・保育施設等事故報告書 (Ver5)  
産後ケア事業事案等発生時報告書  
五霞町産後ケア事業 (短期入所型・居宅訪問型) 実施報告書

五霞町産後ケア事業 事故発生時の対応フロー図



# 教育・保育施設等事故報告書 (重大事故)

ver. 6  
(表面)

【別添2】

基本情報			
報告自治体 (都道府県・市区町村)			施設・事業所名称
報告回数			施設・事業所所在地
第1報年月日			施設・事業所代表者等
続報年月日			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)
施設種別			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)
事業種別			認可・認可外の区分

事故に遭ったこどもの情報			
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)			こどもの性別
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)			所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)			

事故発生時の状況								
事故発生年月日					事故発生時間(帯)			
事故発生場所					事故発生クラス等			
事故発生時のこどもの人数					事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等
事故発生時のこどもの人数 の内訳 (異年齢構成選択時)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷等の場合)受傷部位								
(負傷等の場合)負傷状況								
診断名、病状等	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

- ※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等」について(依頼))(令和8年3月30日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

# 教育・保育施設等事故報告書 (重大事故)

ver.6  
(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面	
教育・保育等の状況	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

人的面	
対象児の動き	具体的内容
担当職員の動き	具体的内容
他の職員の動き	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

<b>データベース掲載に対する保護者の同意【必須】</b>	<p>※ 重大事故の情報について、保護者の同意が得られたものをデータベース化し公表しています。</p> <p>※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、<b>掲載について保護者の同意を得たときは左欄に○印を付し、同意が得られなかったときは×印を付して</b>、最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。</p>
-------------------------------	---

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
<p>【記入時に削除ください】</p> <p>データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。</p>

【施設・事業所別の報告先】	
<p>① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業(こども園でも通園制度。幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。))及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p style="text-align: center;">※送付先メールアドレスを変更しています</p> <p>→ こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp)</p> <p>② 幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)</p> <p>③ 特別支援学校幼稚部</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)</p>	<p>④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)</p> <p>⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)</p> <p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)</p> <p>⑦ 産後ケア事業</p> <p>→ こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)</p>
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syohuisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

## 産後ケア事業事故等発生時報告様式

第 報

- 死亡事故  意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日 年 月 日
- 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

・\*は実施がある場合に記入してください。  
・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名				施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地				代表責任者			
	産後ケア事業管理者				利用者の総定員(産婦)	名		
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型						
	*直近の指導監査	年	月	日	緊急対応マニュアル等の有無			
	利用者居住市町村名				他受託市町村名			
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月	日	こどもの性別		
	利用開始月日	月	日	利用予定期間	泊	日	利用形態	多胎児の場合は✓
事故発生時の状況等	事故発生日時	年	月	日	時	分	受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)						
	事故発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数		名	うち助産師・看護師・保健師		名	
	事故発生時該当者以外の利用者の人数	産婦		名、	児		名、	その他 ( ) 名
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可							
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】					(負傷の場合)受傷部位	
【病状】 (症状の程度)								
【既往症】						事故の転帰		
特記事項								
市町村の対応等※	事故把握日時	年	月	日	時	緊急対応マニュアル等の有無		
	当該施設の事業継続状況					(休止の場合)期間		
	講じた再発防止策							
都道府県の対応等	都道府県としての対応							

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- ・報告は「事業者」⇒「委託元の市町村」⇒「委託元の市町村が所在する都道府県」を通じて国に報告してください。
- ・なお、上記の報告の流れは、事業者が、「委託元の市町村」が所在する都道府県以外に所在する場合についても同様となりますが、「委託元の市町村」から報告を受けた「委託元の市町村が所在する都道府県」は、国への報告と併せて、「事業者が所在する都道府県」への報告も行ってください。
- ・また、報告を受けた「事業者が所在する市町村」への連絡及び必要に応じ助言、指導等適切な対応を行ってください。
- ・第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事案発生当日(遅くとも事案発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ・発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、「委託元の市町村」が適宜記載を補ってください。
- ・記載欄は適宜広げて記載してください。
- ・直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ・発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事案が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先  
(電話)

(E-mail)